

○茨城県立医療大学助産学専攻科運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第12条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学助産学専攻科運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専攻科長
- (2) 事務局長
- (3) 看護学科長
- (4) その他専攻科長が必要と認める者

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に係る事項について審議する。

- (1) 組織・運営体制に関すること。
- (2) 教育・実習計画に関すること。
- (3) 施設整備に関すること。
- (4) 学生募集・入試に関すること。
- (5) 学生の支援に関すること。
- (6) FD・地域連携に関すること。
- (7) その他助産学専攻科の運営に関する事項

(職務及び任期)

第4条 委員長は、専攻科長をもって充て、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代行する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合において、新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長になる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長及び副委員長を除く委員は、予め委員長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、審議を適切に行うため、必要に応じて別に専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員又は学外の有識者等を出席させて説明を求め、若しくは意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要項は平成26年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要項は令和3年4月1日から施行する。